

平成26年3月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第2号 亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第3号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第4号 亀山市手数料条例の一部を改正する条例	3
議案第5号 亀山市基金条例の一部を改正する条例	3 3
議案第6号 亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例	3 4
議案第7号 亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例	3 5
議案第8号 亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	3 6
議案第9号 亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 7
議案第10号 亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	3 8
議案第11号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	4 1
議案第12号 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	4 2

亀山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第15条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p>

亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前				
別表（第2条、第3条関係）			別表（第2条、第3条関係）				
区分	報酬の額		旅費の額	区分	報酬の額		旅費の額
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)
保育所嘱託医	基本額	年額 219,000円	旅費条例別表 の消防長及び 医療センター 院長の項に規 定する旅費に 相当する額	保育所嘱託医	年額 219,000円		旅費条例別表 の消防長及び 医療センター 院長の項に規 定する旅費に 相当する額
	人数割額	年額 5月1日現在にお ける乳児及び幼児の数に 670円を乗じて得た額			年額 109,500円		
保育所嘱託歯科医	基本額	年額 219,000円	相当する額	保育所嘱託歯科医	年額 109,500円		相当する額
	人数割額	年額 5月1日現在にお ける乳児及び幼児の数に 440円を乗じて得た額					
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		(略)

亀山市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
<p>(手数料を徴収する事務、金額等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1から別表第5までに定めるとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第5条関係)</p> <p>証明等関係手数料</p>		<p>(手数料を徴収する事務、金額等)</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務、手数料の名称及び金額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表第1 (第2条、第5条関係)</p>	
手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	
(略)	(略)	(略)	
別表第2 (第2条関係)		別表第2 (第2条関係)	
危険物関係手数料		危険物関係手数料	
手数料を徴収する事務	金額 (1件につき)		
1 (略)	(略)		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ (略)	オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査	92,000円
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ (略)	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクの	
1 (略)	(略)		
2 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア～エ (略)	オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査	91,000円
3 消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	ア～ウ (略)	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクの	

	<p>うち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>830,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,010,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,420,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,660,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>		<p>うち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>820,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,100,000円</u></p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,400,000円</u></p> <p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,640,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所</p>
--	--	--	--

	<p><u>3,880,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,100,000円</u></p> <p>(ク) (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,130,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,340,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,500,000円</u></p> <p>(エ) (略)</p>		<p><u>3,850,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>5,090,000円</u></p> <p>(ク) (略)</p> <p>オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,120,000円</u></p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,330,000円</u></p> <p>(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,480,000円</u></p> <p>(エ) (略)</p>
--	---	--	---

	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,140,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,350,000円</u> (キ) 及び(ク) (略) カ～シ (略)		(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,120,000円</u> (カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,330,000円</u> (キ) 及び(ク) (略) カ～シ (略)
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア～オ (略) カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) (オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 <u>92,000円</u>	4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	ア～オ (略) カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)～(エ) (略) (オ) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 <u>91,000円</u>
5～14 (略)	(略)	5～14 (略)	(略)
15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア～ウ (略) エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)及び(イ) (略) (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>990,000円</u> (エ) (略) (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ	15 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	ア～ウ (略) エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)及び(イ) (略) (ウ) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>950,000円</u> (エ) (略) (オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キ

	<p>ロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,320,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,060,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,650,000円</u></p> <p>オ (略)</p>
16 (略)	(略)
17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>430,000円</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>960,000円</u></p>

	<p>ロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,650,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,180,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,890,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,450,000円</u></p> <p>オ (略)</p>
16 (略)	(略)
17 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>410,000円</u></p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>920,000円</u></p>

	<p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,210,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,950,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,620,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,170,000円</u></p> <p>イ及びウ (略)</p>
--	--

	<p>(オ) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,160,000円</u></p> <p>(カ) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>2,830,000円</u></p> <p>(キ) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 <u>3,470,000円</u></p> <p>(ク) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 <u>4,000,000円</u></p> <p>イ及びウ (略)</p>
--	--

別表第3 (第2条関係)

1 建築基準法関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。)第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請又は法第18条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)	確認申請又は計画通知の手数料	2の表に定める金額(申請に係る建築物が法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、3の表に定める金額を加算した金額)

む。)の規定に基づく通知に対する審査		
2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項の規定により同条第1項の認定申請に併せて提出する法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査	バリアフリー認定申請に併せて提出する建築確認申請手数料	申請に係る建築物が法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
3 法第7条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の申請又は法第18条第14項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	完了検査申請又は完了通知の手数料	4の表に定める金額
4 法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	120,000円
5 法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	一団地内に建築される1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合にあっては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあっては78,000円

		に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
6 法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
7 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した金額
8 法第86条の5第1項の規定に基づく一敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	一敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請手数料	6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した金額
9 法第86条の6第2項の規定に基づく建築	一団地の住宅施設に関する都市計画に基	27,000円

物の容積率、建ぺい率、 外壁の後退距離又は高 さに関する制限の適用 除外に係る認定の申請 に対する審査	づく建築物の容積率、 建ぺい率、外壁の後退 距離又は高さに関す る制限の適用除外に 係る認定申請手数料	
10 法第86条の8第 1項の規定に基づく既 存の一の建築物につい て2以上の工事に分け て工事を行う場合の制 限の緩和に係る認定の 申請に対する審査	既存の一の建築物を 段階的に改修する場 合の制限の緩和に係 る認定申請手数料	27,000円
11 法第86条の8第 3項の規定に基づく既 存の一の建築物につい て2以上の工事に分け て工事を行う場合の制 限の緩和に係る認定の 変更の申請に対する審 査	既存の一の建築物を 段階的に改修する場 合の制限の緩和に係 る認定の変更認定申 請手数料	27,000円
2 確認申請又は計画通知の手数料		
(1) 建築物を建築する場合		
床面積の合計		金額
30平方メートル以内のもの		8,000円
30平方メートルを超え100平方メー トル以内のもの		19,000円
100平方メートルを超え200平方メー トル以内のもの		41,000円
200平方メートルを超え500平方メー トル以内のもの		63,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	107,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	155,000円
2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	231,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	341,000円
50,000平方メートルを超えるもの	610,000円
(2) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）	
手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について、（1）により算出した額
(3) 建築物を移転する場合（(4)に掲げる場合を除く。）	
手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、（1）により算出した額
(4) 確認又は通知を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合	
手数料の金額	当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1について、（1）により算出した額
(5) 工作物の場合	
区分	金額
工作物を築造する場合	17,000円
確認又は通知を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	7,000円
3 構造計算適合性判定手数料	

区分	金額
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イに規定する方法で適正に行われたものであるかを判定する場合	157,000円
法第20条第2号イ又は第3号イの構造計算が同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムで適正に行われたものであるかを判定する場合	108,000円
備考 一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。	

4 完了検査申請又は完了通知の手数料

(1) 建築物を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	金額
30平方メートル以内のもの	17,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	22,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	51,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	95,000円

2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	171,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	244,000円
50,000平方メートルを超えるもの	449,000円

(2) 建築物を移転した場合

手数料の金額	当該移転に係る部分の床面積の2分の1について、(1)により算出した額
--------	------------------------------------

(3) 工作物の場合

区分	金額
工作物	29,000円

別表第4 (第2条関係)

1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項及び第2項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	2の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額 (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならない

		ものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画(分譲事業者単独作成)認定申請手数料	3の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。 (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額 (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく	長期優良住宅建築等計画変更認定申請に併せて提出する建築	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出が

<u>づく認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に併せて提出する建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請に対する審査</u>	<u>確認申請手数料</u>	ある場合には、別表第3の1の表1の項に定める金額。ただし、申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合は、建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を加算する。
4 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定時)認定申請手数料</u>	4の表に定める金額
2 <u>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</u>		
<u>1戸当たりの手数料の金額</u>		
<u>区分</u>	<u>申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進</u>	<u>申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1</u>

	に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものである場合	項第1号から第4号までに掲げる基準に適合していると認められたものでない場合	
一戸建ての住宅	6,700円	50,600円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	23,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	19,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	15,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	13,500円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	11,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	10,700円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	10,200円

	総戸数が300戸を超えるもの	600円	9,400円
3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料			
区分	1戸当たりの手数料の金額		
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる基準に適合していない場合	
一戸建ての住宅		6,700円	43,800円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	21,600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	17,400円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	13,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	12,600円

総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	11,000円
総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	10,200円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	9,700円
総戸数が300戸を超えるもの	600円	8,900円

4 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時）認定申請手数料

区分	<u>1戸当たりの手数料の金額</u>	
	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものであ	申請に係る長期優良住宅建築等計画が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定により準用する同法第6条第1項第4号に掲げる基準に適合していると認められたものでな

		る場合	い場合
一戸建ての住宅		6,700円	13,500円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,700円	4,900円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,400円	4,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,200円	2,100円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,100円	1,600円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	900円	1,400円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	700円	1,200円
	総戸数が300戸を超えるもの	600円	1,000円
	別表第5（第2条関係）		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料			

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額
<p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>2の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場合 別表第3の1の表1の項に定める金額</p> <p>(2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額</p>
<p>2 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>3の表に定める金額。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める金額を加算する。</p> <p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出がある場</p>

		<u>合 別表第3の1の表1の項に定める金額</u> (2) 前号の申出に係る建築物が建築基準法第6条第5項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合 建築物ごとに別表第3の3の表に定める金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額
--	--	--

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料

区分		1件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していない場合
一戸建ての住宅		5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸数が1戸のもの	5,000円	36,800円
	住部の1棟の申請戸数が1戸を超	10,100円	74,500円

	<u>え5戸以下のもの</u>		
	<u>1棟の申請戸数が5戸を超え10戸以下のもの</u>	<u>17,300円</u>	<u>104,800円</u>
	<u>1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの</u>	<u>28,900円</u>	<u>147,500円</u>
	<u>1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの</u>	<u>48,400円</u>	<u>211,900円</u>
	<u>1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの</u>	<u>86,800円</u>	<u>303,800円</u>
	<u>1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの</u>	<u>137,400円</u>	<u>411,500円</u>
	<u>1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの</u>	<u>173,600円</u>	<u>539,600円</u>
	<u>1棟の申請戸数が300戸を超えるもの</u>	<u>185,100円</u>	<u>633,600円</u>
共用	<u>床面積が300平方メートル</u>	<u>10,100円</u>	<u>117,900円</u>

部 分	ル以内のもの		
	床面積が30平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	541,700円
非住	床面積が30	10,100円	260,400円

宅建 築物	0平方メートル以内のもの		
	床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	<u>28,900円</u>	<u>415,100円</u>
	床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>86,800円</u>	<u>590,900円</u>
	床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>137,400円</u>	<u>724,700円</u>
	床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>173,600円</u>	<u>854,200円</u>
	床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>217,000円</u>	<u>975,000円</u>

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
 - (2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。備考8において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、（1）及び（4）の金額の合計額又は（2）、（3）及び（4）の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
 - (1) 一戸建ての住宅の手数料の金額
 - (2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

区分		1件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、市長が定めた機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定により準用する同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していない場合
一戸建ての住宅		3,000円	18,900円
共同住宅等	1棟の申請戸数が1戸のもの	3,000円	18,900円
	1棟の申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	6,000円	38,200円
	1棟の申請戸数が5戸を超	10,400円	54,100円

	<u>え10戸以下のもの</u>		
	<u>1棟の申請戸数が10戸を超え25戸以下のもの</u>	<u>17,300円</u>	<u>76,600円</u>
	<u>1棟の申請戸数が25戸を超え50戸以下のもの</u>	<u>29,000円</u>	<u>110,800円</u>
	<u>1棟の申請戸数が50戸を超え100戸以下のもの</u>	<u>52,000円</u>	<u>160,500円</u>
	<u>1棟の申請戸数が100戸を超え200戸以下のもの</u>	<u>82,400円</u>	<u>219,500円</u>
	<u>1棟の申請戸数が200戸を超え300戸以下のもの</u>	<u>104,100円</u>	<u>287,100円</u>
	<u>1棟の申請戸数が300戸を超えるもの</u>	<u>111,100円</u>	<u>335,300円</u>
共用部分	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>6,000円</u>	<u>59,900円</u>
	<u>床面積が300平方メートルを超え2,</u>	<u>17,300円</u>	<u>100,100円</u>

	<u>000平方メートル以内のもの</u>		
	<u>床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの</u>	<u>52,000円</u>	<u>160,200円</u>
	<u>床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</u>	<u>82,400円</u>	<u>208,300円</u>
	<u>床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの</u>	<u>104,100円</u>	<u>249,900円</u>
	<u>床面積が25,000平方メートルを超えるもの</u>	<u>130,200円</u>	<u>292,500円</u>
非住宅建築物	<u>床面積が300平方メートル以内のもの</u>	<u>6,000円</u>	<u>131,200円</u>
	<u>床面積が300平方メートル</u>	<u>17,300円</u>	<u>210,400円</u>

ルを超え2,000平方メートル以内のもの		
床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>52,000円</u>	<u>304,100円</u>
床面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>82,400円</u>	<u>376,100円</u>
床面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	<u>104,100円</u>	<u>444,400円</u>
床面積が25,000平方メートルを超えるもの	<u>130,200円</u>	<u>509,200円</u>
備考		
1 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない1戸の住宅をいう。		
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一		

戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。

3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。

4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。

5 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

6 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(2) 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

7 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。備考8において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、(1) 及び (4) の金額の合計額又は (2)、(3) 及び (4) の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

(1) 一戸建ての住宅の手数料の金額

(2) 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

(3) 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額

(4) 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額

8 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

亀山市基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前														
<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="264 549 1111 847"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関宿にぎわいづくり基金</td> <td>関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため</td> </tr> <tr> <td>みえ森と緑の県民税市町交付金基金</td> <td>災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する資金に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)	関宿にぎわいづくり基金	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため	みえ森と緑の県民税市町交付金基金	災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する資金に充てるため	<p>(積立基金の名称等)</p> <p>第3条 市が設置する積立基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 549 2000 727"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>設置目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関宿にぎわいづくり基金</td> <td>関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため</td> </tr> </tbody> </table> <p>2及び3 (略)</p>	名称	設置目的	(略)	(略)	関宿にぎわいづくり基金	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため
名称	設置目的														
(略)	(略)														
関宿にぎわいづくり基金	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため														
みえ森と緑の県民税市町交付金基金	災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する資金に充てるため														
名称	設置目的														
(略)	(略)														
関宿にぎわいづくり基金	関宿及びその周辺地域のにぎわいづくりに寄与する活動の支援に要する資金に充てるため														

亀山市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、園児の保護者が次の各号のいずれかの世帯に属するときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号以外の世帯で、園児に園児その他の教育委員会規則で定める児童である兄若しくは姉が1人以上いる世帯又は園児に小学校1年生から3年生までの兄若しくは姉がいる世帯</u></p>	<p>(保育料の減免)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、園児の保護者が次の各号のいずれかの世帯に属するときは、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) ～ (3) (略)</p>

亀山市社会教育委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(定数等)</u></p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから亀山市教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 学識経験のある者</u></p>	<p><u>(定数)</u></p> <p>第2条 (略)</p>

亀山市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 青少年関係の団体又は機関の代表者</u></p> <p><u>(2) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(3) 学識経験のある者</u></p> <p><u>(4) その他市長が必要と認める者</u></p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会に、<u>会長及び副会長各1人</u>を置き、委員の互選により定める。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会に、_____副会長<u>1人</u>を置き、委員の互選により定める。</p> <p>3 (略)</p>

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(納期等)</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該分割金額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該分割金額の全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u></p>	<p><u>(納期)</u></p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

0円として合計した額)とする。

2 (略)

(占用料の減免)

第3条 市長は、次に掲げる占有物件(法第40条に規定する占有物件をいう。以下同じ。)に係る占有料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。

(1) _____
_____ 地方公共団体の行う事業に係るもの

(2)～(7) (略)

2及び3 (略)

(占用料の徴収)

第4条 占有料は、法第32条第1項又は第3項 _____ の規定により許可をした _____ 占有の期間に係る分を当該占有の許可をした _____ 日(電線共同溝に係る占有料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る占

0円として合計した額)とする。

2 (略)

(占用料の減免)

第3条 市長は、次に掲げる占有物件(法第40条に規定する占有物件をいう。以下同じ。)に係る占有料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。

(1) 法第35条に規定する事業(道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。))第19条に規定するものを除く。)及び _____ 地方公共団体の行う事業に係るもの

(2)～(7) (略)

2及び3 (略)

(占用料の徴収)

第4条 占有料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占有の期間に係る分を当該占有の許可をし、又は当該占有の同意をした日(電線共同溝に係る占有料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降に係る占

用料は、市長の指定する期日をもって徴収するものとする。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
(略)	(略)	(略)	(略)
道路法施行 令（昭和2 7年政令第 479号。 以下この表 において 「令」とい う。）第7 条第1号に 掲げる物件	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)
(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

用料は、市長の指定する期日をもって徴収するものとする。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
(略)	(略)	(略)	(略)
令第7条第 1号に掲げ る物件	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
			(略)
(略)	(略)		
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)</u>を受けている者</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p>(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(</u>平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)<u>)</u>を受けている者</p> <p>(6) ～ (8) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>

亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第11条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第11項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第11条 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第12項</u>に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第7項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>